

甲州郡内領における近世初期の検地について

—朝日馬場村の文禄・寛文検地の検討—

中 小 路 純

はじめに

本論は、甲州郡内領朝日馬場村に残されている文禄三(一五九四)年と寛文九(一六六九)年の検地帳によって、それぞれの時期の農民階層構成と検地の基調的特質について分析し、この地域における十六世紀末から十七世紀中後期にかけての農村構造と「小農」自立過程の特質を明らかにすることを目的とするものである。

一 甲州郡内領における「村」の成立と近世初期検地

分析にあたって概括的にはあるが、甲州郡内領の幕藩制初期の古文書に限定して、この地方での「村」名の記載を見ておきたい。

表1に見るように、『新編甲州古文書』第三巻に収録された古文書⁽¹⁾に見る限りでは、前後の史料を欠くとは言え、天正年間(一五七三—一五九二)前期には「郷」名が一般的であるのに比し、天正年間後期、特に天正一九(一五九二)年を初出として「村」名が目立ち、鶴川、綱之上、初符など郡内北部でも「村」名が用い

(23) 甲州郡内領における近世初期の検地について

表1 近世初期の史料に見る郷・村名

年月日	摘要	史料名	ページ
天文 23.5.21 (1554)	都留郡吉田郷	晴信印判状	15
未詳	勝山之郷棟別之事	信虎判物	40
永祿 1.6.24 (1558)	勝山郷中新儀非法	信有折紙	42
〃 4.5.8 (1561)	吉田役所	晴信印判状	88
〃 6.5.26 (1563)	谷村様云々	小佐野置文	43
元龜 3.6.吉日 (1572)	於曾郷	板垣寄進状	46
天正 5.2.22 (1577)	精進之郷, 本栖之郷, 西湖之郷	武田印判状	111
〃 7.6.朔日 (1579)	吉田町/谷村役所	小山田過所	89
〃 19.8.15 (1591)	鶴川村, 綱之上村, 初鷹村*	作内印判状	170
〃 19.9.23 (1591)	勝山村	同	52
文祿 3.8.28 (1594)	小野村	浅野室寄進状	123
〃 3.8.28 (1594)	ほのむら	同	39
慶長 4.3.22 (1599)	葉根子村内云々	浅野折紙	30
〃 4.7.15 (1599)	郡中上下在々	同	30
〃 7.2.20 (1602)	平栗村, 川島村	出免状	124
〃 9.5.7 (1604)	下吉田村	刈鋪山年貢定	131
〃 16.9.10 (1611)	谷村	同	131

出典：『新編甲州古文書』第3巻, 注*：「鷹」は「鷹」の誤カ。

られ、多くの史料が「村」名記載となっていることが判明する。

この地方では、藩体制期の寛文九（一六六九）年に行われた検地の際の分村を通じて一一一カ村が成立し、幕藩制的村落としての「村」が一般化したとされているが、右のことからすれば、「村」名は天正後期以降に普及していることが確認される。

この点と関連して、郡内領の近世初期の検地について考える際注目されるのは、『甲斐国志』に、天正十八（一五九〇—一九一）年の郡内の一部での検地についての記述があり、成沢村の項に天正十九年十月吉日付の「成沢大田和村検地帳」の合計部分が引用されていることである。近世初期の検地についての同書の記述を以下に引用しておこう。

A 「都留郡の項」文祿三年、浅野左衛門佐始テ検地アリ。是時村里八拾疋、高老万八千四百拾八石式升ナリ。是ヨリ前、小山田氏ノ頃モ検地ノ事アリシナランナレト絶テ不伝。成沢・大嵐ノ二村、

附図 近郊村落分布図



天正十九年ノ検地帳アレト是亦二村ニ限テ他村ニアルコトヲ不聞。然レハ総検地ハ文禄ヲ以テ初トス。今は古検ト云。今ニ比スレハ高二多少アレトモ今ヨリハ寡方ナリ。秋元氏領主ノ時、寛文己酉年再ヒ百姓ニ命シテ検地セシム。是時村里百拾疔。高式万九百拾疔石六斗六升八合五勺。古検ニ比スレハ村落ノ増ス事三拾村ナレト、或ハ一村兩村ニ別レ、又五六村ニモ分レシ故如此民戸殖タルニハ非ス。

B〔成沢村〕古検地帳一冊村民所蔵。(天正十九年御検地帳分米高略)今ニ比スレバ分米・戸数甚少シ。同検地帳大嵐村ニモ所蔵セリ。末紙壞レテ不見。全数知レサレハ不記。是ヨリ以前ノ検地帳、郡中絶テナシ。唯此二村ニ存スルノミ。天正壬午以来検地ノ始ナリ。按ニ大石村民所蔵ノ内、天正十九年卯月十四日加藤作内家臣ノ印書ニ云、先年少将様御検地刻云云。之ニ拠ハ十八年冬頃検地アリシ様ニ聞ユレトモ一郡ヲ検スルニ絶エテ外ニナシ。思ニ検地ノ催アリシニ、無程加藤氏ト替リケレハ其事不遂シテ止シナルベシ。加藤氏領地トナリテ此二村検地アレトモ他村ニ其沙汰ナキハ、是モ西境ノ村ヨリ初テ検地セシニ他村ニ及バズシテ浅野氏ト替レハ其事止リ、文禄三年ニ至テ始テ郡中不殘検地アリ。今古検地ト称スル是ナリ。又検地帳一冊アリ。云鳴沢村御検地名寄帳卷末ニ慶長三年戊卯月廿六日、民部トシテ在判ナリ。慶長三年検地ノ事又他村ニナシ。思ニ此地偏郷ニシテ隣

村ナク、西辺ニサシ出シ村ナレハ、文禄ニ打残シ
テ是年ニ及ブカ。民部トイヘル人不詳。浅野氏家
臣ニモ未ダ聞及バス。⁽³⁾

この史料Bによれば、『甲斐国志』が成立した文化十
一（一八一四）年当時残されていた加藤作内の家臣の
印書に、天正十八（一五九〇）年の冬頃に検地があっ
た旨の記述があったことを記し、成沢・大嵐二カ村に
残されていた天正十九年十月吉日付の検地帳をもって
「天正壬午以来検地ノ始」としていることが知られる。
ここに言う「少将様」は、天正十八（一五九〇）年八
月に郡内をも領した羽柴（豊臣）秀勝で、秀吉の義子、
織田信長の四子にあたる。秀勝の領有時期には、郡内
は城代三輪近家が支配したとされ、秀勝の後、天正十
九年三月に郡内を領したのが豊臣氏の家臣、加藤光忠
（作内）であった。⁽⁴⁾

この天正十九年検地帳は現在には全く残されていない。
しかし『甲斐国志』の記述によれば、天正十八―十九
年の秀勝・光忠の時期にこの二カ村で検地が行われた

ことは確認されよう。この点と先に示した表1から見
ると、この地方における「村」名の普及が、この天正
十八―十九年検地を画期としていたものと推定して良
いようである。ただ『甲斐国志』はこの時の検地を、
全都に及ぶものではなく、郡内西域の成沢・大嵐の二
カ村に限られたものとし、文禄三（一五九四）年の浅
野氏重の検地を郡内で最初の総検地としている。

豊臣氏の五奉行に数えられる浅野長政によって行わ
れた甲州での太閤検地は、国中では慶長元年（文禄五
年十一月改元）から同二年（一五九六―九七）にわた
って行われ、「弾正縄」と呼ばれている。この浅野氏の
太閤検地で石高制が初めて用いられ、六尺三寸を一間、
三〇〇歩を一反、京榊十合を一升とする制が用いられ
たとされる。

しかし郡内領では、文禄二年十一月に浅野長政が甲
斐に入国して後程ない文禄三（一五九四）年八月に、
郡内を領した浅野氏の家老浅野氏重によって検地が行
われた。

周知の通り太閤検地は、主に天正末年より文禄年間

以降慶長初年にかけて広汎に実施された。中でも文禄三年は、太閤検地の諸原則の確立過程で一つの画期とされており、この浅野氏の検地が、太閤検地と同一の原則によって行われたかどうかは一つの問題ではあるが、後に見る如く三〇〇歩一反制が採られていること等から見て、基本的には同一の原則によったものと考えられる⁽⁵⁾。

国中地方ではこれより先天正十七年(一五八九)年に、徳川氏の三遠駿甲信五カ国総検地の際、九筋について伊奈熊蔵が検地を行い、「熊蔵縄」ないし「伊熊縄」と称されている。しかしその地積は大半小の旧制により、年貢収納は一貫文匁四俵当の換算によったと言われる⁽⁶⁾。その後慶長六、七年(一六〇一—一六〇二)には、大久保長安がいわゆる「石見検地」の一環として国中三郡の検地を行い、その検地高は「慶長古高」として以後実質的な意味を有することとなった。そのこともあってか、国中地方では現在まで、この慶長六、七年の検地帳が大量に残されている反面、太閤検地帳は全く発見されておらず、僅かに郡内の新倉村及び上

鶴川郷のものが伝えられていたにすぎなかったが、先年筆者が同郡朝日馬場村の文禄三年の検地帳を見る機会があったので本論で分析を行った。甲州での太閤検地については、検地帳に即した分析はこれまでに全く行われていない。

「総検地」と言った場合、全ての村々にわたって悉く検地丈量が行われたかどうかは速断はし難く、検地帳の残存分布状況から見て、典型的な村落に限定した検地丈量が行われた可能性もある。しかし郡内では、寛文九年検地以前においては、この文禄検地が全郡的な「古検」として基準的な意味を有していたことは、史料Aからも知られよう。

「朝日村」の文禄三年検地帳には、末尾に一部欠損が見られる。その記載例は以下のようである。

ミつのま

中 壱反貳畝

壱石五合 九郎右衛門

中 六畝

四斗八升 本光寺

三そくくハ

(以下略)

本論で分析の対象とした朝日馬場村は、『甲斐国志』
「村里部」朝日曾雌村の項に「古ハ曾雌・馬場・与縄・
井倉・朝日小沢・戸沢・玉川合七村、朝日郷ノ一村ニ
テ、文禄検地ニ高五百四拾五石卅斗五升也。寛文検地
ノ時分レテ七村トナル」⁽⁸⁾と記されているように、寛文
検地における「村切り」によって成立したとされ、慶
長十五（一六一〇）年の年号の付けられている「鳥居
土佐守様郡中御縄入村々取調帳」⁽⁹⁾によれば、朝日村は、
鶴川・小畦・黒野田・中津森の四カ村とともに「親」
村とされている。この文禄三年検地帳も、表紙に「朝
日村」と記されているのみであるが、耕地の地字は、
村落東部に隣村朝日曾雌村分があるかに見られること
を除けば、その殆どが寛文九年検地帳及び地籍図等の
朝日馬場村地字に合致しており、朝日馬場村分の検地
帳と考えて良い。⁽¹⁰⁾

朝日馬場村は、富士山北麓の山中湖から流出する桂
川に井倉村付近で合流する朝日川中流域に位置する。
朝日川は、道志・秋山・朝日曾雌村を隔てる赤鞍ヶ岳
に水源を有し、冬季には水流が涸れ水無川となる。こ

の付近は西から東にかけて谷をなしているため、夏季
の増水時にはしばしば氾濫を生じた。集落及び耕地は
川の北側に開け、南側には川筋に僅かな畑と山添いに
山畑が開かれている。この村の近世初期より寛文九年
検地までの村高の推移は表2に、その近辺の村落名は
附図に示した。

この村の戸口について近世初期の史料はないが、郡
内領の幕府直轄化直後の宝永二（一七〇五）年の「村
差出帳」によれば、表3—1に見るように、当時、本
百姓二一軒、半役十軒、水呑四軒とされている。特徴
的なことは、「半役」とする農民が十軒を数えて、総数
の約三分の一にあたっていること、また家数に比して
馬数が多く、全村で四四疋を数えていることである。

二 文禄—寛文検地帳

史料としての検地帳を見る場合、それは名請農民の
保有面積を示すものであり、経営面積を直接示すもの
ではないことが注意を要する点であろう。ここではそ
うした制約を認識した上で、そこから判明する村落の

表2 村高の推移

文禄3年 (1594)	慶長15年 (1610)	寛文9年 (1669)
朝日村 545.150 石 (朝日村 98.730 石)	朝日村 545.150 石	戸沢村 100.924 石 玉川村 87.896 石 井倉村 167.856 石 与縄村 47.380 石 朝日馬場村 72.692 石 朝日曾雌村 100.285 石 朝日小沢村 33.082 石 (合計) 610.115 石

出典：『大月市史』史料編，962-963 ページ。

表3-1 宝永2年の朝日馬場村の戸口

家数	35 軒	人数	288 人	馬	44 匹
本百姓	21 軒	僧	3 人	牛	4 匹
半役	10 軒	男	143 人	大助郷	黒野田
水呑	4 軒	女	142 人	村次	曾雌村へ3里

出典：松木家文書，宝永2年「村差出帳」。

表3-2 朝日馬場村の戸口の推移

年 度	戸数	人口	人/戸
宝永2(1705)年	35 軒	288 人	8.2 人
享保6(1721)	37		
元文4(1736)	56		
明和3(1766)	76	368	4.8
寛政8(1796)	73		
文政11(1828)	73		
天保4(1833)	76	339	4.5
文久2(1862)	75	317	4.2

出典：「村明細帳」「人別帳」。

(29) 甲州郡内領における近世初期の検地について

表4 土地構成

(1) 文禄3年

地種	反別	%	石高	%	分米平均
田	53 畝 10 歩	3.8	6 石 720 合	6.8	12.6
畑	1318 20	94.6	91 130	92.3	6.9
荒	22 00	1.6	880	.9	4.0
合計	1394 00	100.0	98 730	100.0	7.1
焼畑	136 00	+9.8	426	+0.4	0.3

(2) 寛文9年

地種	反別	%	石高	%	分米平均
田	192 畝 12 歩	13.7	13 石 030 合	18.1	6.8
畑	1211 19	86.3	59 080	81.9	4.9
合計	1404 01	100.0	72 110	100.0	5.1
山畑	527 22	+37.6	大豆 12 060	+16.7	2.3

分米単位：斗／反。出典：「検地帳」。

土地構成及び農民階層構成の特質を明らかにしたい。

(一) 検地帳に見る特質1・文禄期

この文禄検地帳で確認される総筆数は、本田畑二四筆、焼畑一三筆の合計二三七筆である。この検地帳からは以下の諸点が特徴として挙げられる。

(1) 朝日馬場村でのこの検地による打出高は、検地帳の末尾に記された合計によれば、村高九八石七三〇合、総反別一三九四畝とされている(表4-1)。この反別総数については、特に畑方において、後出表7の農民名請地の合計との間に可成りの誤差を生じているが、ここでは総反別については、検地帳末尾の合計数値によっておきたい。この文禄検地帳の地積で注意されることは、表8-1に示したように、一反歩以上の比較的広い土地が四一筆あってその数が比較的多いこと、また表8-2に示したように、焼畑のみならず本田畑でも、歩数に端数がなく、一〇・一五・二〇歩の歩数を持つ耕地五四筆以外は全て畝止まりとなっていて、歩数のない土地が大部分であることである。こ

表 8-1 文禄検地帳1筆の反別

反別	本田畑	焼畑	計
6反以上	1	1	2
5反以上			
4反以上	2		2
3反以上	3		3
2反以上	5	1	6
1反以上	30	3	33
1反未満	183	8	191
合計	224	13	237

単位：筆。

表 8-2 文禄検地帳歩数分布

歩数	本田畑	焼畑
20歩	21	
15歩	4	
10歩	29	
00歩	170	13
計	224	13

単位：筆。

のことからは三〇〇歩一反、三〇〇歩一畝としつつも、歩数には小割が用いられたかに見られる。

(2) 耕地の大部分は畑で、田は十三筆にすぎない。上畑は村内中心部の「はんハかいと」に集中し、田はそこに六筆がまとまっている外は各所に一筆づつが点在している。

(3) 焼畑は、「やきはた分」として十三筆が検地帳末尾に一括して記されている。その総反別は一三六畝

で、本田畑面積比九・八％に当る。しかしその分米は反当り僅か三升で、本田畑に比して著しく軽い。

(4) 桑・漆は、東(そく)・駄(一駄は一〇束と推定)で数えられ、反別・石高は付されず、分米の肩に注記されている。この内、漆は合計しても一〇束に満たず、村内の一部に限られているが、桑は村内各所に比較的広く散在している。

(5) 麻畑は合計十七筆、五三畝、五石・九八合で、総反別の約四％程となる。

(6) 惣作地や失人は見られないが、荒地が合計十一カ所あり、その反別合計は二三畝十五歩、石高は一石四升である。その内「当荒」とされるものは二筆で、その外は「荒」と記されているのみで、その年次は明記されていない。荒地はいずれも畑で、その殆どが下々畑となっている。水田の荒地はこの検地帳には全く見られない。

(7) 開発地は「当開」と記された土地が四筆、計二〇畝、七斗で、全て下々畑である。

(31) 甲州郡内領における近世初期の検地について

表5 文禄・寛文検地斗代

(1) 文禄検地

地種	一	上	中	下	下々
屋敷	10				
田		14	12		8
畑		10	8	6	4
麻畑		10	8		
焼畑	0.3				

(2) 寛文検地

地種	一	上	中	下	下々	見付
屋敷	10					
田			10	8	6	5
畑		10	8	6	4	2.5
山畑	(大豆)	3	2.7	2.35	2	

単位：斗／反。出典：同前。

(一) 検地帳に見る特質2・寛文期
次に寛文九(一六六九)年検地帳について見ておこ
う。その特徴としては以下の点が挙げられる。
(1) 寛文検地帳によれば、その総反別は一四〇四
畝一步、石高七二石二〇合となっている(表4)

2)。ここでも後出表9の合計と多少の差が生じてい
るが、検地帳末尾の合計によって見れば、文禄検地帳
と対照した際注目されることは、文禄期に比して総耕
地面積が一反余増加しているにもかかわらず、村高は
九八石余から七二石余へと、二六石以上、元の村高の
三割近くもの減少を示していることである。この村高
の減少は、文禄検地帳と対照した表4の分米平均にも
見るように、反当分米が田畑とも低下し、全村を平均
して七斗一升から五斗一升へと二斗以上も低くなっ
ていることによるものである。特に田方では、反当一石
二斗六升から六斗八升へと急減しており、その減少が
著しい。

この寛文検地では、全藩領で二千石程の打出しがあ
り、先に引用した『甲斐国志』史料Aでも、文禄検地
高は寛文検地高に比して寡少であったとしているが、
文禄・寛文検地での斗代及び土地地目別構成を示した
表5・6に見るように、朝日馬場村について見る限り
では、文禄検地の斗代は上田が一石四斗とされている
外全体に高く、土地構成でも上中田畑の比重が大きい。

表6 文禄・寛文検地地目別土地構成

(1) 文禄検地

地種	屋敷	上	中	下	下々	麻畑	不明	合計
田		34.10	16.20		3.00			54.00
%		2.7	1.3		0.2			4.2
石高		4,614	2,020		240			6,874
畑	23.20	125.10	519.05	306.05	207.00	53.00	2.10	1236.20
%	1.8	9.7	40.3	23.7	16.0	4.1	0.2	95.8
石高	2,367	12,682	42,696	19,551	9,706	5,198	230	92,430
								1290.20
								100.0
								99,304

(2) 寛文検地

地種	屋敷	上	中	下	下々	見付	合計
田			13.16	69.14	63.05	46.07	192.12
%			1.0	4.9	4.5	3.3	13.7
石高			1,380	5,550	3,790	2,310	13,030
畑	43.01	43.16	122.20	300.17	336.14	365.11	1211.19
%	3.1	3.1	8.7	21.4	24.0	26.0	86.3
石高	4,300	4,350	9,810	18,030	13,460	9,130	59,080
							1404.01
							100.0
							72,110

単位・畝・歩，％，合，出典：「検地帳」。注：屋敷は畑方に含む。

寛文検地の斗代は、畑方では変化はないが、水田では二斗切下げ、地目構成でも文禄検地に比して上中田畑が著しく減少し、下田畑以下、開発地の切替えと考えられる見付田畑をも合計すると全耕地の八四・一％に達している。

(2) 水田は文禄期の五四畝から一九二畝へ一三八畝余り増加し、水田面積は文禄期比約三・六倍に達している。しかし(1)に見たような事情から、その石高は六石八斗から一三石七斗に増加したに止まっている。

(3) 一方、寛文検地帳の本田畑総筆数は文禄期の二二四筆から六二八筆へ二・八倍の増加を見ている。それに伴って一筆当たりの面積が狭小化し、一反歩以上の耕地片は本田畑では僅か三筆、山畑では十一筆を数えるにすぎず、文禄期に比して著しく減少している。この点、一筆一地片とみなし得るとすれば、この間の農民数の増加と相俟って、耕地の細分化が著しく進んだ跡が認められよう。また文禄期に目立った荒地は、寛文検地帳上では皆無となっている。

(4) 文禄期に見られた焼畑にかわって、寛文検地では山畑の検地が行われている。文禄期の焼畑一三六畝に比し、寛文期の山畑は五二七畝で、三・八倍に達し、本田畑面積比も、文禄期の九・八％から三七・六％に増大している。寛文の山畑検地では、山畑も本田畑と同じく上・中・下・下々に区分され、反当り三斗から二斗の大豆高が付けられている。

(5) 桑は、束数が同じ量目であるとすれば、文禄期の二四〇束から二八〇束へと一六％の増加を見ている。麻・漆は検地帳上は皆無となっている。

以上のような文禄期から寛文期への変化で特質的なこととしては、水田の急増とそれに反しての村高の減少、見付田畑及び山畑の急増、一筆当り耕地面積の減少、桑の増加といった諸点が挙げられよう。

三 農民階層構成の変化——「小農」自立の進展と「小農」維持政策への転換

次に文禄期及び寛文期の同村の農民の階層構成につ

帳農民構成

屋敷	不明	桑	漆	反別/笹数	石高/反別	焼畑筆数	同反別	同石高
2.00		26	2.0	11.7	70.20	2	70.00	210
		15	2.5	5.7	90.92	2	13.00	40
	2.00	32		11.4	75.79			
		6		3.6	85.70			
			5.0	6.2	77.15			
1.20		24		5.2	82.54	2	14.00	45
1.00		4		6.3	92.31	1	2.00	8
2.00		16		3.8	76.42			
2.00		24		4.0	74.47			
		1		5.4	79.53			
3.00				9.5	87.37			
2.00		14		4.4	81.25			
2.00		6		4.8	80.26			
		10		40.0	62.50			
		4		2.1	92.46	1	20.00	60
3.00		1		3.5	92.19			
1.00		2		3.6	75.70			
		5		4.1	75.73			
		20		21.0	52.38			
		1		2.9	76.03	1	4.00	15
	2.10	1		9.0	47.78			
		2		4.4	63.75			
		20		4.2	100.80			
				13.0	60.00			
				4.5	64.44			
2.00		1		9.0	62.22			
		1		1.9	82.94			
				2.2	70.85			
				3.3	39.00			
				3.0	40.00			
				2.0	40.00			
				1.0	40.00			
				1.0	40.00			
						1	4.00	15
						1	4.00	15
						1	3.00	10
						1	2.00	8
		4		5.0	59.00			
				5.0	60.00			
				4.0	40.00			
				2.0	60.00			
23.20	2.10	240	9.5	5.8	76.94	13	136.00	426

(台).

(35) 甲州郡内領における近世初期の検地について

表7 文禄検地

	農民名	筆数	同石高	同反別	田	畑	畑荒	畑開	麻畑
1	*九郎右衛門	23	18,907	269.10		249.10	3.00	17.00	
2	四郎右衛門	19	9,865	108.15	2.20	94.00	0.15		9.10
3	六郎右衛門	10	8,640	114.00	2.00	100.00	5.00		7.00
4	総右衛門	25	7,713	90.00	8.00	72.00			8.00
5	本光寺	11	5,285	68.15		65.15	3.00		
6	源左衛門	11	4,677	56.20	10.20	29.10	10.00		5.00
7	藤六	8	4,677	50.20		45.00			4.20
8	清四郎	14	4,050	53.00	6.20	42.20			1.20
9	新左衛門	13	3,885	52.05	4.00	42.25			3.10
10	藤二郎	8	3,420	43.00		40.00		3.00	
11	東正寺	4	3,320	38.00		35.00			
12	五郎右衛門	9	3,223	39.20	7.00	26.20			4.00
13	弥六郎	8	3,050	38.00		31.00			5.00
14	九郎右衛門たん作	1	2,500	40.00		40.00			
15	甚七郎	12	2,327	25.05	3.00	20.15			1.20
16	六右衛門	7	2,274	24.20	3.20	18.00			
17	七右衛門	6	1,615	21.10		20.10			
18	与右衛門	4	1,237	16.10	3.10	13.00			
19	向右衛門	1	1,100	21.00		21.00			
20	惣四郎	4	887	11.20		7.00	3.00		1.20
21	八藏	2	860	18.00	3.00	15.00			
22	小三郎	3	850	13.10		11.00			
23	清右衛門	2	840	8.10		8.10			
24	四平	1	780	13.00		13.00			
25	道欵	2	580	9.00		9.00			
26	源七郎	1	560	9.00		9.00			
27	与七郎	3	470	5.20		2.00			1.20
28	六左衛門	2	307	4.10		4.10			
29	九兵衛	1	130	3.10		3.10			
30	勝三郎	1	120	3.00			3.00		
31	九郎右衛門分清左衛門	1	80	2.00		2.00			
32	九右衛門	1	40	1.00		1.00			
33	与三右衛門	1	40	1.00			1.00		
34	清七郎								
35	小次郎								
36	差七郎								
37	三郎五郎								
1	四口	1	295	5.00		5.00			
2	藤口	1	300	5.00		5.00			
3	口左衛門	1	160	4.00		4.00			
4	口口(同人)	2	240	4.00		4.00			
合計		224	99,304	1,290.20	54.00	1,109.05	28.15	20.00	53.00

注：*は分付主。単位：石高(合)、反別(畝・歩)；桑・漆(束)、1筆当反別(畝)、1畝当石高

表 9 寛 文 檢 地 帳 農 民 構 成

農 民 名	家 数	石 高	檢 反 別	田	畑	屋 敷	桑	水 田 面 積 比 率	反 別 / 家 数	石 高 / 反 別	山 畑 雜 敷	大 正 高	反 別
1 * 助右衛門	122	15,040	311.05	77.18	228.14	5.03	30	24.9	2.6	48.33	13	2,015	84.25
2 利右衛門	39	5,951	106.19	11.21	92.08	2.20	25	11.0	2.7	55.81	5	244	11.20
3 七郎右衛門	30	5,509	99.09	6.11	91.02	1.26	20	6.4	3.3	55.48	6	596	25.10
4 平三郎	27	4,249	71.08	5.05	62.23	3.10	10	7.2	2.6	59.62	7	760	30.20
5 本光寺	33	3,929	89.08	5.22	81.06	2.10	20	6.4	2.7	44.01	1		3.00
6 彦左衛門	23	3,451	64.02	1.12	60.17	2.03	20	2.2	2.8	53.87	1	50	1.20
7 久三郎	29	2,989	61.27	8.25	51.20	1.12	10	14.3	2.1	48.29	5	371	17.00
8 * 大兵衛	31	2,859	50.00	11.11	37.00	1.19	10	22.7	1.6	57.18	3	127	5.20
9 * 次郎右衛門	22	2,842	36.21	5.02	30.00	1.19	15	12.8	1.8	71.59	6	213	10.09
10 与右衛門	17	2,252	39.22		37.24	1.28	10		2.3	56.68	20	200	10.00
11 * 右左衛門	25	2,227	51.14	11.14	38.21	1.09	10	22.3	2.1	43.27	2	142	6.00
12 左次右衛門	12	2,192	30.26		29.02	1.24	15		2.6	71.02	2	44	2.00
13 長五郎	24	1,909	38.24	13.23	23.23	1.08	10	35.5	1.6	49.20	2	118	5.10
14 曾左衛門	22	1,369	32.04	7.19	22.25	1.20	10	23.8	1.5	48.83	2	509	23.10
15 曾左衛門	14	1,501	30.12	1.06	27.26	1.10	10	3.9	2.2	49.38	4		
16 小三郎	11	1,445	31.17		31.17	1.09	5		2.9	45.78	1	67	3.10
17 四郎兵衛	10	1,144	20.19	4.16	14.23	1.10	5	22.0	2.1	55.44	1	157	6.20
18 角左衛門	11	999	18.21		18.01	0.20	5		1.7	53.42	2	340	14.20
19 源兵衛	13	977	14.19	2.09	12.06	0.04	5	15.7	1.1	66.77	1	96	3.06
20 彦左衛門	10	929	15.27		11.29	1.06	5	17.2	1.6	58.43	1	72	2.20
21 長次郎	11	902	17.13		16.23	0.20	10		1.6	51.74	3	221	9.20
22 次左衛門	9	850	14.21	0.20	14.01	0.25	5	4.5	1.6	57.82	2	179	8.00
23 源兵衛	9	795	11.28		11.03	0.25	5		1.3	66.62	2	120	6.00
24 源兵衛	9	708	16.16		15.28	0.18	5		1.8	42.82	1	400	20.00
25 五郎右衛門	10	638	12.23		12.02	0.21	5		1.3	49.97	1	6.0	2.00
26 庄次郎	5	620	8.03	1.00		5.13	1.20	12.4	1.6	76.54			
27 長助	6	610	11.28			11.03	0.25		2.0	51.12			
28 便三郎	8	529	12.01		10.21	1.10			1.5	43.96			
29 治左衛門	3	384	6.11		5.06	1.05			2.1	60.31			
30 市郎兵衛	3	353	9.18		9.18				3.2	36.77			
31 助左衛門分置右衛門	1	288	4.24		4.24				4.8	60.00			
32 市右衛門	2	246	9.25		9.25		5	100.0	4.9	25.02	1	80	4.00
33 太郎右衛門	2	192	2.12	212					1.2	80.00			
34 市左衛門分文三郎	2	190	2.03		2.03				1.1	90.48	3	120	4.15
35 平右衛門	1	146	5.25		5.25				5.8	25.03			
36 九左衛門	2	137	4.05		4.05				2.1	32.88	1	94	4.00

(37) 甲州郡内領における近世初期の検地について

37	庄右衛門	3	133	5.10	5.02	5.10						18	24.94	4	327	14.05
38	* 藤右衛門	3	127	5.02	5.02	5.02						17	25.07	2	224	11.06
39	太兵衛分長助	1	108	4.10	4.10	4.10						4.3	24.92			
40	多兵衛	1	90	3.18		3.18						3.6	25.00			
41	庄太郎分次郎右衛門	1	85	1.02	1.02					100.0		1.1	79.69			
42	頭藏分辨右衛門	1	81	3.07	0.25	3.07						1.6	25.05	1	80	4.00
43	弥左衛門	1	67	0.25						100.0		0.8	80.40			
44	大兵衛分清三郎	1	66	1.20		1.20						1.7	39.60			
45	金藏	1	63	2.16		2.16						2.5	24.87			
46	権三郎	2	58	2.09		2.09						1.2	25.22	1	40	2.00
47	左右衛門	2	43	1.22	1.22	1.22						0.9	24.81	3	132	6.04
48	助右衛門分彦兵衛	1	40	1.18		1.18						1.6	25.00	2	101	4.00
49	庄三郎・庄太郎	1	17	0.20		0.20						0.7	25.50			
50	武兵衛													10	906	37.10
51	与三左衛門													5	354	14.25
52	彦右衛門													3	311	13.10
53	長右衛門													4	298	11.10
54	又兵衛													1	282	12.00
55	権右衛門													2	253	12.20
56	忠三郎													2	225	10.10
57	久右衛門													4	210	9.26
58	庄九郎													1	157	6.20
59	庄兵衛													2	145	5.15
60	庄右衛門													2	127	6.10
61	源左衛門													3	117	5.00
62	辨左衛門													2	94	4.22
63	源左衛門・与三左衛門 (51・61)													1	67	3.10
64	新左衛門													1	63	2.20
65	戸右衛門													1	63	2.20
66	九兵衛													1	27	1.10
67	新兵衛													1	25	1.02
68	三五郎 助二郎													1	24	1.00
														1	12	0.18
	合計	628	72,529	1,399.19	182.25	1,174.09	42.15	280		13.0		2.2	51.84	139	12,119	529.18

単位・表7に同じ。

いて検討しておきたい。表7・9及び表11は、文禄・寛文検地帳による農民の保有石高・反別による階層構成を示したものである。

(一) 文禄期の農民階層構成

文禄検地帳で名前の確認される農民は合計三七人である。農民名には村名が付されていないので入作については判明しない。また本百姓・半役・水呑の区別は判明せず、一部欠損のため判読し難い箇所もあるが、ここでの農民総数は、表3-1の宝永二年当時の家数三五軒に近い数となっている。

表7から知られる文禄期の特徴としては、以下のようないことが挙げられよう。

(a) 文禄期の場合、本田畑二町以上の九郎右衛門が村内で優越的な地位を占め、次いで九反以上の農民三人が上層農民経営を形成しており、六反以下層との間に断絶がある。本田畑保有農民は三三人で、その内一反未満の零細農民は十人を数え、その外四人は本田畑を保有せず、焼畑のみ保有している。この後の寛文

期の農民名との系譜関係が明らかでないので、これらの農民経営の実態は判明しないものの、おそらく焼畑のみ保有の農民は、村内有力農民の従属的農民ないし「自立」過程にある小百姓とみなし得るであろう。

(b) 保有地の筆数を見ると、表7に示したように、一筆しか保有していない百姓が一人、二筆保有が三人で、保有数が少ない農民が多い。

(c) 「分付」及び「く、く作」とする例は三例で、全て九郎右衛門を分付主としている。

(d) 「屋敷」は三七人中十二人が保有しているのみで、九郎右衛門の場合にも「屋敷」は確認されず、屋敷地に免除地が設定された可能性もある。屋敷地保有農民数は前出表3-1に示した宝永二年の「本百姓」家数二軒に比しても著しく少ない。

(e) 開発地については、四筆中三筆が九郎右衛門の名請地、残り一筆は藤二郎の名請地となっている。九郎右衛門の外、藤二郎も四反程の耕地を有する村内一〇位の農民で、その名請農民はいずれも中上層農民となっている。

(39) 甲州郡内領における近世初期の検地について

表 10 文禄3年検地帳、九郎右衛門保有地内訳

地種	地位	筆数	反別	桑	漆	石高	
名 請 地	中	5	91.10	1		7,372	
	下	5	66.00	13	2	4,225	
	下々	7	27.00	2		1,180	
	内付	中	1	65.00	10	5,330	
	当開	下々	3	17.00		680	
	荒	下々	2	3.00		120	
	田畑合計		23	269.10	26	18,907	
	焼畑		2	70.00		210	
	分 付 地	たん作	下	1	40.00	10	2,500
		清右衛門作	上	1	6.10		630
清左衛門作		下々	1	2.00		80	
小計			3	48.10	10	3,210	
総合計		28	387.20	36	22,327		
清右衛門名請地	下々	1	2.00	20	210		

単位：筆、畝・歩、束、合。出典：文禄「検地帳」

注：表7、23位の清右衛門保有の2筆の内、1筆は分付。

(f) 麻畑は十二人が保有し、二石以上層での保有比率が高いが、一石以下層にも二人認められる。漆は九郎右衛門・四郎右衛門・東光寺の上層農民三人が保有しているのみである。

(g) 他方、桑の保有農民の階層は広く、本田畑の

保有石高が一石未満で二〇束を保有する農民も見られる。そのためこの文禄期には桑の保有束数と本田畑の保有石高とは比例していない。

(h) 焼畑保有農民は十人で、内四人は焼畑のみ保有である。ここでは焼畑を保有しない農民の方が多く、焼畑保有が村内の一部の農民経営に限られていたものと考えられ、本田畑とともに焼畑を保有する六人の農民は、村内の有力農民層と考えられる。

(i) また水田保有農民は十一人であるが、九郎右衛門をはじめ、上層農民でも水田を保有していない場合が多い。

文禄検地帳の農民階層構成の特徴としては以上のような諸点が挙げられる。

表7よりすれば、この検地では、反別一畝前後の零細小百姓の展開が把握されつつ、家長長制的経営が上位に位置し、「小農」経営がなお本格的な展開を見えない状況が認められよう。ここでは各階層の経営的性格については、充分な史料が整わないので、さし当り九郎右衛門の名請地及び分付地について見ておくこと

にする。それを表示すると表10のようになる。

九郎右衛門の名請地は本田畑合計二六九畝十歩で、上畑はなく、その外焼畑が七反あり、分付地は合計四八畝十歩となっている。

分付百姓は、たん・清右衛門・清左衛門の三人を数え、この三人は焼畑は保有していない。その内、清右衛門はこの分付地の外に二畝の名請地を有している。

これらの分付農民については、分付主への隷属農民経営、その分付地は、九郎右衛門からの分与地とみなし得よう。この分付三者の内、清右衛門の場合、零細ではあるが個別の名請地を有していることからすれば、比較的「自立」度の高い小百姓と考えられ、こうした文禄期の分付からは、名田小作への移行が予想される。

(二) 寛文期の農民階層構成

次に寛文九(一六六九)年検地帳によって、この時期の農民の階層構成を見ることにしたい。この検地帳では、朱筆による加筆や付箋が殆ど全筆にわたっているが、本論では加筆分は後年の変化を示す後筆とみな

し、検地帳作成時のものと思われる原筆に限定して検討した。

寛文検地帳によって、農民の保有地を集計すると表9のように、合計六八人の農民が確認される。文禄検地帳と同様に百姓名には村名はなく、入作は判明しない。本田畑保有農民は文禄期の三三人から四九人への増加であるので、本田畑保有農民数では十六人、文禄期比約五割の増加に止まるが、本田畑を保有しない農民の増加が著しい。

表9から認められる寛文期の農民階層構成の特徴としては以下の諸点が挙げられよう。

(a) 表11の文禄・寛文検地帳農民階層構成対照表に示したように、一反未満の下層農民数が著しく増加し、全体の過半に達している。

(b) 分付が三例から九例に増加し、分付主であって分付地を持つ場合等、その記載が多様化している。分付主も文禄期の九郎右衛門の一名から四名に増加し、表9の農民名に*印を付した助右衛門に四筆、太兵衛・市左衛門に各二筆、次郎右衛門に一筆が認められ

(41) 甲州郡内領における近世初期の検地について

る。

(c) 本田畑で「庄三郎・庄太郎」、山畑で「源左衛門・与三左衛門」のような一筆の土地の「相請」が認められる。

(d) 山畑保有農民数は文禄期の焼畑保有農民数より著しく多く、持高二五位の五郎右衛門以上の階層と下層での保有比率が高く、中層ではまばらになっている。特に中下層農民層では、山畑の反別が本田畑反別を上回っており、零細農民になる程、山畑への依存が強くなっていることを示している。山畑のみを保有する農民は十九人で、持高四二位の源藏分助右衛門や持高四八位の助右衛門分彦兵衛のように、畑は分付であるが、山畑は保有している例が見られことから、山畑の開発・分与を通じて「小農」経営の自立をはかる場合が多かったものと考えられる。

(e) 表9にも見るように、寛文期においては、桑の保有束数は本田畑の保有石高とほぼ比例するようになり、文禄期の場合と異なった傾向が認められる。このことから、機業運上の村請などの諸規制の影響が

考えられる。

(f) 水田の比重が著しく高くなっており、保有反別の比較的大きい農民経営はその殆どが水田を保有するようになり、水田化の進展と稲作強制の影響をうかがうことが出来る。

(g) 以上の外、文禄期から寛文期にかけての変化

表11 文禄・寛文検地帳農民階層構成対照表

保有反別	文禄3年	%	寛文9年	%
3町以上			1	1.5
2町以上	1	2.7		
1町以上	2	5.4	1	1.5
9反以上	1	2.7	1	1.5
8反以上			1	1.5
7反以上			1	1.5
6反以上	1	2.7	2	2.9
5反以上	4	10.8	1	1.5
4反以上	2	5.4	1	1.5
3反以上	3	8.1	7	10.3
2反以上	4	10.8	1	1.5
1反以上	5	13.5	10	14.7
1反未満	10	27.1	22	32.3
焼畑のみ	4	10.8	19	27.8
合計	37	100.0	68	100.0

単位：人・%

として重要なのは、見付田畑の比重の増大をも一因とした検地石盛の低下によって、最上位の九郎右衛門(助右衛門)の持高が十九石余から十五石余に減少しているのをはじめとして各農民経営の保有石高が減少していることである。表7・9の一畝当り石高(合)を示した表12からも判明するように、各農民経営が保有する土地の分米は、文禄期から寛文期にかけて、それぞれ反当一斗以上の減少を示していること、更に、文禄期には一畝当り石高の大きい農民が全体の過半を占めていたのに比して、寛文期には一畝当り石高のより小さい農民階層に重点が移行していることがわかる。年貢負担については、高免の場合、検地石盛のみならず免の上下が大きく作用し、實際上藩体制期の免は著しく高率であったが、寛文検地の場合、「百姓中ヶ間之検地」の形式を採っていることと併せて、検地石盛の面で、文禄検地に比して分米負担が著しく軽減されていると考えられる。このことは、寛永期以降延宝・元禄期にかけて行われた灌漑用水路・新田造成等の生産諸条件の整備⁽¹⁴⁾や見付田畑の増加に示される新田開発

を通じて広汎に進展しつつあった「小農」自立と単婚小家族労働経営の成立に対応した藩権力の政策的対応とその結果を明瞭に示すものと言えよう。

一方、以上に見た特徴の内、(b)に見るような「分付」農民の増加からは、「小農」自立の進展に伴う零細な質地小作関係の萌芽的な展開が予測される。ここでは文禄期と同じく「分付」として検地帳に示される小農民と文禄期の分付農民との間に一つの段階差が認められなくてはならない。

その意味において、この寛文検地は「小農」自立政策の一画期をなすとともに、「小農」維持政策への転回点に位置し、そうした農政転換を通じて、いわゆる地主手作の困難が認められることは特質的で、おそらくこのことが寛文検地に前後する寛文・延宝期の百姓一揆とも関連し、元禄期にかけての年貢滞納の累積⁽¹⁵⁾にも示される藩制の「危機」がもたらされることとなったものと考えられる。宝永元(一七〇四)年の藩主秋元喬知の川越への転封と郡内領の幕府直轄化は、そうした「危機」への幕藩領主層からの一つの対応であった

と考えられる。

四 享保・宝暦期への展開

ここで朝日馬場村の家数の推移を見ておきたい。前表3—2に見るように、宝永二年当時の家数は文禄検地帳上の農民数とほぼ同じ三五軒を数え、以後人数の変化は少ないが、元文—明和期にかけて家数は七六軒へと倍増し、寛文検地帳上の農民数六八人に近い数となっている。これと同じ時期、同様の家数の増加はこの地方の村落で広く認められ、北部の下和田村では、享保期に従来の名主の手作が困難となる一方、宝暦七年の検地帳改めを通じて寛文検地帳上の殆どの土地で、その持高を二ないし三、四つに分割することが行われている。⁽¹⁶⁾

享保十二年にかけての年貢仕法改革は、米納年貢を含む現物地代の撤廃と機業収益を源泉とした皆金納への転換を主としたもので、それによって「小農」維持を基調とした年貢負担の一定の合理化が図られたもの⁽¹⁷⁾と考えられ、そこには幕藩制第一段階から第二段階へ

の転換、更には享保改革に前後して、質地小作の展開を主な内容とした第三段階から、元文期以降の第四段階への推移が予想される。⁽¹⁸⁾

しかし以上のような支配関係の変化に伴う村落構造の展開過程の特質については、この間の村落構造についての別個の分析を必要とするため、本論では以上のことについて概略的に確認しておくに止めたい。

結び

本論の課題は、朝日馬場村における文禄・寛文検地帳の比較対照により、それらの検地基調について考えると同時に、その間の農民階層構成の変化を分析し、この地方における「小農」自立過程を明らかにすることであった。

言うまでもなく、ここに見た状況は、甲州郡内領という山間特殊地帯での一事例であり、ここでは水田稲作を主軸とした「小農」経営の一般的展開にとって、多大の困難な諸条件が予想される。その意味では、ここに見る状況は典型的な地域分析とは言えない。

表12 文禄3年・寛文9年検地分米分布・人数

	文禄3年分米分布	寛文9年分米分布	文禄3年人数	同%	寛文9年人数	同%
100合以上	100.80		1	3.0		
90合以上	92.46	90.48	4	12.1	1	2.0
	92.31					
	92.19					
	90.92					
80合以上	87.37	80.40	6	18.2	2	4.1
	85.70	80.00				
	82.94					
	82.54					
	81.25					
	80.26					
70合以上	79.53	79.69	10	30.3	4	8.2
	77.15	76.54				
	76.42	71.59				
	76.03	71.02				
	75.79					
	75.73					
	75.70					
	74.47					
	70.85					
	70.20					
60合以上	64.44	66.77	5	15.2	4	8.2
	63.75	66.62				
	62.50	60.31				
	62.22	60.00				
	60.00					
50合以上	52.38	59.62	1	3.0	12	24.5
		58.43				
		57.82				
		57.18				
		56.68				
		55.81				
		55.48				
		55.44				
		53.87				
		53.42				
		51.74				
		51.12				
40合以上	47.78	49.97	5	15.2	11	22.4
	40.00	49.38				
	40.00	49.20				
	40.00	48.83				
	40.00	48.33				
		48.29				
		45.78				
		44.01				
	43.96					
30合以上	39.00	39.60	1	3.0	3	6.1
		36.77				
		32.88				
20合以上		25.50				
		25.22				
		25.07				
		25.05				
		25.03				
		25.02				
		25.00				
		25.00				
		24.94				
		24.92				
		24.87				
		24.81				
	平均・合計	76.94				

出典：表7・8 単位：1畝当り合；人；%。

しかしここで確認されることは、この朝日馬場村での文禄検地では、斗代・地目の設定にあたって可成り高い石盛が行われたと見られること、それに比して寛文検地の場合、この村の農民経営にとってなお過重なものであったにせよ、その間に一定度の軽減が認められると思われることである。その点からすれば、この朝日馬場村の場合、以上のような文禄期の斗代構成が全剰余労働収奪の第一段階の様相を呈するのに対し、寛文期の斗代構成が、第二・第三段階に照応的なものとなっていると見て良いのではなからうか。⁽¹⁹⁾

ただ太閤検地と徳川検地、及び近世初期の徳川検地の基調、及び幕藩体制確立期における年貢収奪の検地については、なお様々な諸問題が存在しており、しかもここでの分析は一カ村に限られたものであり、ここでは断定は控えざるを得ないが、甲州での幕藩体制の確立過程については、国中地方での検地及び鵜沢を基軸として江戸への廻米を主任務とした富士川舟運体制の整備が行われ、更に甲州北部一帯において甲州街道宿駅の建設が進められた慶長期が注目される。

また最初にも見たように、郡内での「村」名の一般化が、第一章に引用した『甲斐国志』史料A・Bによって知られるように、文禄三年検地以前の天正十八・十九年に西域の村落で行われたと伝えられる検地に前後する時期以降であることからは、天正期についての検討が必要とされよう。とりわけ天正十七年には、国中三郡での伊奈検地を画期として甲斐における地域区分として知られる「九筋二領」が成立したとされていることからも、その検討が必要とされるが、この文禄期に前後する天正期及び慶長期については、特に郡内領の場合、在地史料が非常に少ないため、後日の課題とせざるを得なかった。

その意味では本論の分析も著しく限定されたものであるが、以上の点について確認し、本論のまとめとしておきたい。⁽²¹⁾

(1) 荻野三七彦・柴辻俊六編、角川書店、一九六九年。

(2) 『甲斐史料集成』第四卷（同刊行会、一九三四年）

- (3) 同、二八一―二八二ページ。成沢村は富士山北麓、河口湖及び西湖の南に位置し、『甲斐国志』では、村高六五石余、戸数二三八戸、人口九七二人とされる。この村は成沢と大田和との二つの集落から成り立ち、天正十九年検地帳では、「成沢大田和村」と二つの集落名を並記して村名としていたものと見られる。この付近は大嵐七郷と呼ばれ、中世以前には八代郡に属していた(『甲斐国志』『甲斐史料集成』第四巻、一九、二〇、二八三ページ、『東八代郡誌』一九一四年、一一八ページ)。甲斐における郡域には、古代以降に変動が認められるが、その内巨摩郡については、磯貝正義「郡の成立―甲斐国巨麻郡の場合」(『信濃』一四―一、一九六二年、のち『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館、一九七八年に所収)を参照。
- (4) 『甲斐史料集成』第六巻、二五二―二五四ページ。
- (5) 甲州での近世初期の検地については、『甲斐国志』(同前)四八―五〇ページ、服部治則「甲斐の検地」(『甲斐史学』一、一九五七年)を参照。
- (6) 『甲斐国志』(同前)四七―四八ページ。天正十七年検地帳については、『新編甲州古文書』第二巻、六〇―六二ページに「大野寺大坊領分水帳」が見られるに止まる。但し、分米は付けられていない。
- (7) 甲州の検地帳の残存状況については、『新編甲州古文書』第三巻、二二三―二二五ページを参照。その内、新倉村の「古水帳」(二)が同書九二―一〇四ページに収録されている。上鶴島郷分については、同書一〇四ページ注記による。
- (8) 『甲斐史料集成』第四巻、二九〇ページ。
- (9) 小林利久氏筆写史料。この史料によれば村数は文禄期の八一より少ない七六で、この帳面は年貢高確認のため作成されたものではないかと見られる。これらの史料によれば、鶴川村・小畦村の場合も、分村前に比して、村高に減少が認められる(『大月市史』史料篇、校倉書房、一九七六年、九五八―九六五ページをも参照)。
- (10) この検地帳は写本と思われるが、本文引用のように一筆毎に合点が認められる他は加筆の跡はなく、表紙に「文禄三年甲午 八月廿八日 甲州鶴郡内 朝日村御検地帳」と記され、検地役人と見られる林次郎右衛門と久米田八郎という二人の名前と「享保十二年迄百四十年」とする記載がある。享保十二(一七二七)年は文禄三(一五九四)年から数えて一三三年にあたるので、七年の差が認められる。またこの検地帳の一、二丁の間には「末ノ新田分朝日村 久兵衛ノ三斗八ノ右仍如件ノ元和五年末十月廿九日 新清右◎ノ鳥篠右◎」(元和五年は一六一九年)と記された書付がはさま

れていた。

(11) この時期の農民階層については、佐々木潤之介『大名と百姓』（中央公論社、一九六六年）三六一—三九ページ、『幕末社会論』（塙書房、一九六九年）三一—五一ページ、『幕藩体制論』（山口啓二・佐々木潤之介『幕藩体制』日本評論社、一九七一年）四二四—四二六、四三九—四四〇ページ、『幕藩制国家論』『大系日本国家史』3・近世（東大出版会、一九七五年）四八一—四九二ページを参照した。

(12) 『秋元家甲州郡内治績考』（都留市教育委員会、一九六六年）に収録される「甲州御領ノ大略」五五ページによれば、幕初期の年貢率はおよそ七五％に当たる。

(13) 同前、四一—四二ページ所収の寛文九年検地帳奥書による。

(14) 同前、四一—三五ページ「治水」「墾田」の部を参照。これによれば寛永十年より寛文五年までの約五〇年間に六二〇〇町歩の墾田が開拓されたとされている（二二ページ）。

(15) 同前、八六一—九四四ページ。同書によれば、年貢未進分はこの転封時に全て免除されたと言われる。

(16) この点村によって差が大きいが、この下和田村の場合、宝暦期にかけて寛文検地時の農民数より更に家

数が倍増している。

(17) 拙稿「近世郡内地方の皆金納について」（『歴史評論』四二七、一九八五年）。

(18) 幕藩制の段階規定については、佐々木潤之介「幕藩制における畿内の位置について」（『一橋論叢』四七一—三、一九六二年、のち『幕藩制国家論』上、東大出版会、一九八四年に所収、三三七ページ）を参照。

(19) この点、幕藩制の第一段階に豊臣政権期を置く考え方があるが（三鬼清一郎「豊臣政権の知行体系」『日本史研究』一一八、一九七一年、「朝鮮役における軍役体系について」『史学雑誌』七五—二、一九六六年、ともにのち『論集日本歴史・6・織豊政権』有精堂、一九七四年に所収）、本論では、豊臣政権期については幕藩制の前段階としての過渡的性格を持つものと考えている。

(20) この点についての最近の研究としては、秋山敬「九筋の起源」（磯貝正義先生古希記念論文集編纂委員会編『甲斐の地域史的展開』雄山閣、一九八二年）が参照される。ただ「二領」の内「郡内」の称の成立については、『甲斐国志』は武田時代の小山田支配期としている（『甲斐史料集成』第四巻、二六八ページ）。

(21) なお本稿は、一九八八年度佐々木ゼミ報告をもとにしたものである。成稿にあたり、佐々木潤之介先生

の御指導を賜ったほか、史料閲覧については松本四郎氏の御高配に、また統計処理にあたっては情報処理センターの御教示に与った。記して謝しておきたい。

(文教大学講師)